建設業で働く
私たちのために

公共事業労務費調査を受けられる
経営者･現場責任者･実務担当者の皆様へ

公共工事設計労務単価の低下は、総合工事業者･専門工事業者の区別なく、また、建設現場の第一線で物づくりに従事する労働者のみならず、現場代理人や主任･監理技術者、本社に勤務する職員、役員に至るまで、建設業で働く全ての人の所得を低下させると共に、会社の売上高と利益を減少させる要因となります。

きららちゃん

2021年9月
一般社団法人 北海道建設業協会
労務委員会

道内建設業の健全な発展のために私たちがすべきこと

私たちは、会社が建設労働者に支払った賃金が、公共工事設計労務単価に適切に反映されるためには、次の事項に配慮して調査に臨むことが必要と考えています。

目次

◇ 賃金水準の改善と好循環を堅持するために ……2
◇ 公共工事設計労務単価の概要 ……3
◇ 公共工事設計労務単価の上昇率 ……4
1. 公共事業労務費調査の「重要性」を認識しましょう ……5
2. 現場責任者と実務担当者、元請会社と協力会社が連携しましょう ……6
3. 就労実態に合わせた労働時間管理・賃金管理をしましょう ……7
4. 公共工事設計労務単価は8時間当たりの単価であることを理解しましょう ……8
5. 現況調査は正しく受けましょう ……9
6. 職種判定を正しく行いましょう …… 10
7. 雨天休業、有給休暇の処理を適切に行いましょう …… 11
8. 実物給与・臨時の給与を忘れずに記載しましょう …… 13
9. 講習会、勉強会等を積極的に活用しましょう …… 14

会社が支払った賃金を調査票に正しく記入しなければ、公共工事設計労務単価に賃金実態が反映されないため適正な公共工事設計労務単価とはならず、公共工事に携わる者にとって極めて大きな影響をもたらします。

～賃金水準の改善と好循環を堅持するために～

令和3年度の公共工事設計労務単価は、新型コロナウイルス感染症による経済的影響に鑑み、調査結果によって令和2年度設計労務単価を下回った職種の単価は特別措置により据え置かれました。

北海道においては43職種中27職種がその対象となりました。

この状況が継続・拡大した場合には、平成9年度をピークにかつて経験した賃金の下落、設計労務単価の下落による利益の減少、更なる実支払い賃金の下落という負のスパイラルに陥りかねないと危惧されます。

建設業従事者の働き方改革の好機と捉え、所得という最も重要な労働条件の改善を進め、個々の企業の健全経営の根幹となる人的資源（マンパワー）の確保のため、業界経営層におかれましては、公共事業労務費調査の重要性をご理解いただき、今後の賃金水準の改善に向けた取り組みを継続し、その努力が公共工事設計労務単価に適切に反映され8年続いた好循環が堅持されるようお願い致します。

課 題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

- 労務費（賃金） 100%
  （労働者が負担する保険料を含んでいる）
- ＋
- その他人件費 41%
  （必要経費）
  - 福利厚生費等 23%
    法定福利費、労務管理費 等
  - 現場作業にかかる経費 18%
    安全管理費、宿舎費、送迎費 等

（注1）数値は、全国調査を基に試算した参考値
（注2）上記のうち、少なくとも労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

出典：国土交通省HP

公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

○性格：公共工事の予定価格の積算用単価（51職種、都道府県ごとに設定）
○法令：予算決算及び会計令第80条第2項「予定価格は、･･･取引の実例価格、･･･等を考慮して適正に定めなければならない。」
○改訂：毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約11万人）の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
○留意事項：
・公共工事設計労務単価は、個々の契約（下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金）を拘束するものではない。
・法定福利費（事業主負担分）や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費（労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等）は含まない。（これらは別途、間接工事費にて計上されている）
・時間外・休日・深夜の手当は含まない。（必要に応じ発注者が別途積算）

予定価格の積算体系

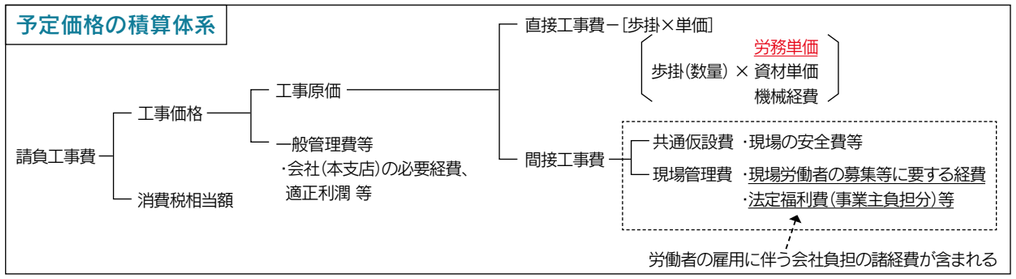

公共工事設計労務単価の構成

○予定価格では、1日8時間労働（時間外・休日労働なし）を前提として積算。
○このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働相当する額に換算し設定。（次の①～④）

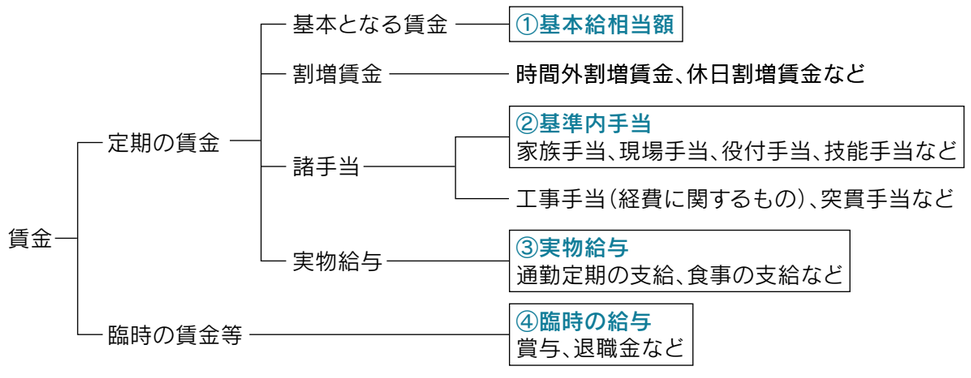

出典：国土交通省HP

公共工事設計労務単価の上昇率

	上昇率（全国）		上昇率（北海道）	備　　考
	単純平均値	加重平均値	単純平均値	
平成25年度	15.1%	16.1%	17.5%	
平成26年度	7.1%	6.7%	7.5%	
平成27年度	4.2%	3.0%	4.0%	
平成28年度	4.9%	6.1%	6.5%	
平成29年度	3.4%	2.1%	6.5%	
平成30年度	2.8%	3.1%	4.5%	
令和 元 年度	3.3%	4.1%	3.2%	
令和 2 年度	2.5%	4.2%	3.6%	
令和 3 年度	1.2%	1.0%	0.6%	
平成24年度比	53.5%	56.1%	67.5%	

注）①「上昇率（全国）」は、国土交通省発表による数値である。
②「上昇率（北海道）」は、51職種の単純平均値による数値である。

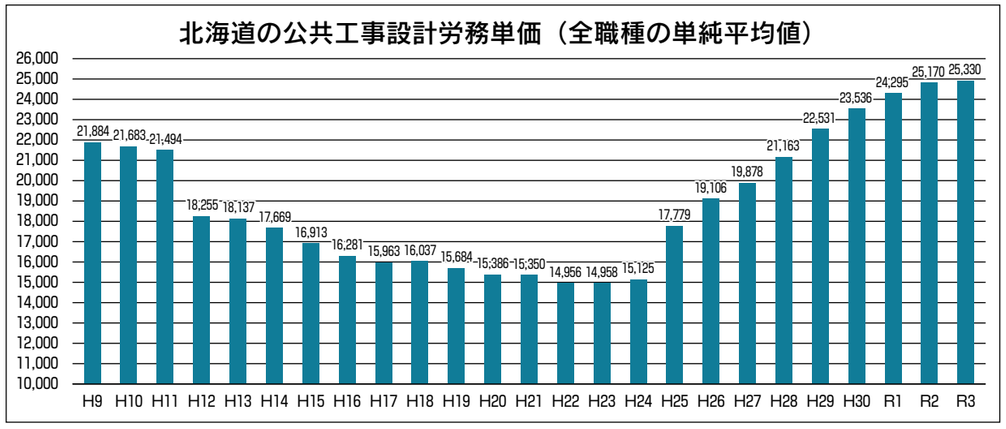

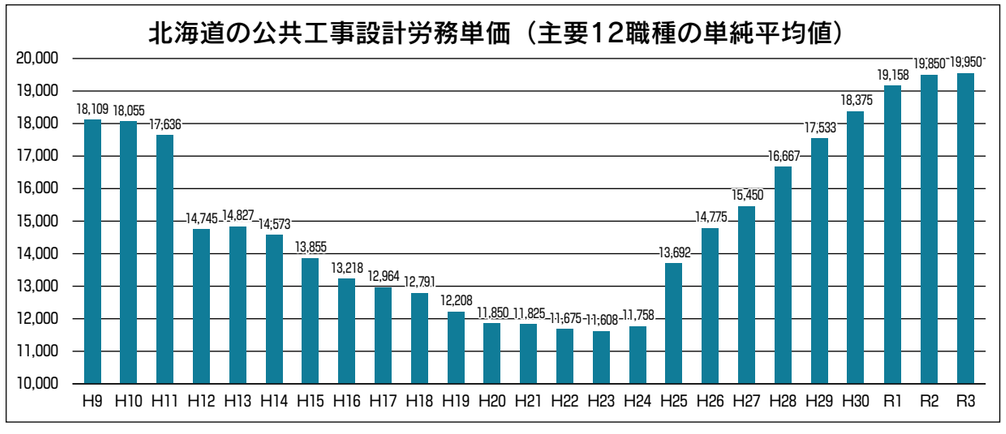

① 公共事業労務費調査の「重要性」を認識しましょう

建設業で働く労働者の賃金指標である公共工事設計労務単価は8年連続で増額改定されましたが、道内の各企業における建設労働者の賃金の引き上げ額は未だ十分な水準とはいえない状況にあります。

また、8年続いた公共工事設計労務単価の増額改定の結果、47都道府県中最低額であった北海道の主要12職種の公共工事設計労務単価は上昇したものの、その多くは現在もなお低位に留まっています。

公共工事設計労務単価主要12職種の北海道の順位

職　種	R2	R3	職　種	R2	R3	職　種	R2	R3	職　種	R2	R3
特殊作業員	30	30	と　び　工	25	26	運転手（一般）	39	44	左　　官	16	16
普通作業員	38	39	鉄　筋　工	23	23	型　枠　工	29	33	交通誘導員A	22	14
軽 作 業 員	21	21	運転手（特殊）	32	32	大　　工	19	20	交通誘導員B	28	28

注①公共工事設計労務単価が同額の場合は、その数分順位を欠番としている。
②北海道と他の都府県の公共工事設計労務単価が同額の場合は、北海道の順位を先頭としている。

また、道内建設労働者の賃金は、他産業の労働者と比較して依然として低い状況にあるため、道内の建設現場で働いている建設労働者が賃金の高い都府県に就労の機会を求めたり、他産業へ転職したり、若年の新規就労者が減少するなど、建設業の人材流出と人材確保が懸念される状況です。

私たちは、こうした状況が続けば、建設業が働き甲斐や魅力の乏しい職業となり、地域の社会基盤、産業基盤、安全・安心を支えるといった建設業界が有すべき極めて重要な機能が失われかねないという危機感を持って公共事業労務費調査に臨まなければならないと考えています。

このため、本年11月に実施される公共事業労務費調査では、企業が支払った賃金が適切に公共工事設計労務単価に反映されるよう、正しい知識を身に付けて適切な調査票を作成することが極めて重要です。

建設業界や建設会社が健全な成長と発展を続け、地域社会に貢献していくためには、優秀な建設労働者の確保・育成が欠かせません。

そのためには、適切な賃金水準の確保や社会保険加入への徹底、働き方改革など、元請会社と協力会社が共通の認識のもと、一体となって建設労働者の処遇改善に取り組む必要があります。

公共事業労務費調査を担当される皆様におかれましては、本調査が建設労働者の処遇改善の原資を左右する重要な調査であり、建設業で働く人やその家族の生活にも重大な影響を及ぼすことを認識し、慎重に調査に臨まれるようお願い致します。

- **公共工事設計労務単価は公共事業を受注する元請会社はもちろん、協力会社の請負単価に直接影響し、更には建設業に従事する私たちすべての所得にも影響を及ぼします。**
- **なによりも大切なことは、調査をスムーズに終えるためには自分の会社くらいは良いだろうと考えないで欲しいということです。**

② 現場責任者と実務担当者 元請会社と協力会社が連携しましょう

無効標本とならないためには、発注者から元請会社に対して調査の協力依頼があったときは、経営者に報告するとともに、実務担当者と現場責任者の間で速やかに情報を共有し、調査に備えることが重要です。

また、元請会社は協力会社へも速やかに調査への協力を依頼してください。

二次以下の協力会社があるときは、一次の協力会社へ全てお任せするのではなく、元請会社が直接二次以下の協力会社へ調査への協力を依頼し責任を持って指導することが重要です。

このことは現況調査や書面調査・会場調査の際に起きる食い違いを防ぐために大切なことです。

● 調査に臨むときには

1.　社内の関連部署へ連絡しましたか？

適切な調査を受けるためには、調査に関わる現場と実務担当者が、可能な限り早い時期に意思疎通を図って調査対応の準備を進めることが重要です。

2.　協力会社の方々への趣旨説明は十分で、理解を得られていますか？

協力会社の方々は初めて調査を受ける、あるいは調査に不慣れなど、趣旨を理解されていない場合が少なくないため、元請会社の方は事前に十分な説明と指導を行ってください。

3.　地方説明会の案内をして出席を要請していますか？

本調査に先立って行われる地方説明会では、公共事業労務費調査の重要性や、調査票への具体的な記入方法、北海道建設業協会・地方建設業協会からの情報提供などが行われる調査に向けた重要なステップです。

元請会社の担当者は、初めて調査に臨まれる協力会社の担当者はもちろん、既に何度も調査を受けられている協力会社の担当者にも極力出席して頂くよう強く要請してください。

4.　本調査での質問に明確にお答えできますか？

調査当日は実務担当者のほかに事業主または現場に精通した責任者が問われたことがらに明確にお答えください。

公共事業労務費調査は、実務担当者だけの仕事ではありません。

元請会社・協力会社に関わらず、経営者・現場責任者・実務担当者が、公共事業労務費調査が非常に重要な調査であるという共通認識を持って調査に臨むことが大切です。

公共工事設計労務単価が下がると元請会社・協力会社に関わらず、利益の獲得が困難になることを認識してください。

③ 就労実態に合わせた労働時間管理・賃金管理をしましょう

● 賃金台帳は整備されていますか？

この調査は、職種別に8時間当たりの賃金を調査するものですから、日頃から経営者・現場責任者・実務担当者が一体となって就業規則に基づく労務管理を行い、賃金台帳を正しく整備しておくことが大切です。

● 雇用契約書などはありますか？

就業時間、基本給・諸手当の計算方法、賃金の割増率などの労働条件を明確にするためには、必ず書面による雇用契約を結ぶか雇入通知書を交付しなければなりません。

● 就業規則はありますか？

常時10人以上の労働者を雇用する職場では、就業規則を作成あるいは変更したときには、労働基準監督署へ届け出をしなければなりません。

常時使用労働者が10人未満であっても、会社を健全に成長させるためには就業規則の作成が必要です。

● 労働時間は週40時間以内になっていますか？

労働基準法では、一週間当たりの労働時間を40時間以内と定めています。

労働基準法の法定労働時間の規定を超える調査票は無効となりどんなに高い賃金を支払っていても調査の対象とはなりません。

ただし、変形労働時間制を適用している労働者は週の所定労働時間40時間を超える場合があります。

● 社会保険等「適切な保険」に加入していますか？

ガイドラインでは、雇用保険・健康保険及び厚生年金保険について、関係法令において事業主に従業員を加入させる義務のあるすべての保険に加入していることを「適切な保険」に加入している状態と解します。

実際の労働形態を考慮して就業規則を定め、実際の労働時間を記入すると適正に公共工事設計労務単価に反映されます。

調査票には、所定労働時間の内、実際に働いた時間を記入してください。

例：就業規則上の所定労働時間が8時間で、実際の労働時間が7時間30分の場合

A	就業規則上の 所定労働時間 8時間00分	1日の労働時間は実働8時間を原則とし、始業及び終業の時刻 並びに休憩時間は次の通りとする。 始　　業：8時00分　　終　　業：17時00分 休憩時間：12時00分から60分間
B	実際の労働時間 7時間30分	始　　業：8時00分　　終　　業：17時00分 休憩時間：10時00分・15時00分から15分間 12時00分から60分間

例の条件で日給17,300円の普通作業員の場合

単価決定の 基礎となる金額	A	17,300円が8時間当たりの金額なので同額	17,300円
	B	17,300円÷7.5時間×8時間	18,453円

実際に働いた労働時間を記入することでBの場合は、Aの場合よりも単価決定の基礎となる金額が1,153円高くなります。

注）上記の取扱いをすると、時間外・休日労働の割増賃金も若干高くなります。

④ 公共工事設計労務単価は8時間当たりの単価であることを理解しましょう

長年建設業に携わっている担当者の中にも、公共工事設計労務単価を誤って理解している担当者が少なくありません。

建設会社には、所定労働時間を7時間・7時間30分・8時間などとしている場合や変形労働時間制を採用している場合、日給制や月給制の場合など、就業時間や賃金について様々なルールがあります。

公共事業労務費調査では、これら様々なルールのもとで支払われた賃金を一つの物差しで計るために、8時間当たりの単価を算出して公表しています。

公共工事設計労務単価を誤って理解している担当者は、公共工事設計労務単価と自社の一日当たりの支払賃金を単純比較して「設計よりも高い・設計よりも低い」を判断しています。

次の事項に留意して、自社の賃金水準を検討することが重要です。

①公共工事設計労務単価は、調査対象企業の支払額を8時間当たりに換算して設定されています。
②日給額（支払実額）と公共工事設計労務単価の単純比較は、正しい比較方法とはいえません。
③午前・午後の休憩時間を除いた労働時間管理により、公共工事設計労務単価との比較を行わなければ賃金設定における客観的な情報になりません。

自社の賃金水準が公共工事設計労務単価よりも低いと理解していた会社の担当者も、自社の賃金を8時間当たりに換算すると、公共工事設計労務単価よりも高い賃金を支払っている場合があります。

自社の賃金が、公共工事設計労務単価とほぼ同水準と理解していた会社の担当者が、自社の賃金を8時間当たりに換算すると、公共工事設計労務単価よりも大幅に高い賃金を支払っている場合もあります。

就労実態に合った就業規則を定め
規則に合致した賃金管理を行うことが重要です。

下表は、3種類の所定労働時間について、賃金日額をいくらに設定すれば公共工事設計労務単価と同水準になるかを示したものです。

職　種	令和3年度 公共工事設計労務単価 （8時間当たり）	所定労働時間		
		7時間	7時間30分	7時間40分
土木一般世話役	22,600	19,775	21,188	21,659
普通作業員	17,300	15,138	16,219	16,580
とび工	23,700	20,738	22,219	22,713
運転手（特殊）	20,900	18,288	19,594	20,030
運転手（一般）	17,600	15,400	16,500	16,867
型枠工	23,300	20,388	21,844	22,330
鉄筋工	24,200	21,175	22,688	23,192
交通誘導員A	14,600	12,775	13,688	13,992

⑤ 現況調査は正しく受けましょう

公共事業労務費調査の対象となった工事には、現況調査が実施されます。

この現況調査は、調査員が作業員名簿・作業日報などを確認しながら、現況調査表に公共事業労務費調査の対象となる会社名・職種・人数などを記入します。

現況調査表に職種を記入する際に、○○鉄筋株式会社から10人が現場へ来て、鉄筋組立作業を行っているので、鉄筋工10人と記入される場合が多く見受けられます。

本調査では、この現況調査表をもとに調査が進められますので、○○鉄筋株式会社の調査担当者が、鉄筋工5人・普通作業員4人・軽作業員1人と正しい調査票を作成しても現況調査と異なると指摘されることがあります。

公共事業労務費調査は、国が実施する重要な調査ですから、下記に記載の「具体的実施事項」に留意され、現況調査では正しい職種を報告するよう心掛けてください。

● 具体的実施事項

1. 現況調査に立ち会う方は、発注者の現況調査担当者に作業内容を理解してもらい正しい職種を報告してください。
2. 現況調査の職種が正しくなかった時は、調査員に作業実態を説明し正しい職種への訂正を依頼してください。

注）調査対象工事に入場した労働者の作業内容や就労状況、職種判定の根拠などを事前に良く把握しておくことが大切です。
特に職種の判定にあたっては現場での呼称にとらわれず、仕事の内容や個々の労働者の技術・能力や経験に基づいて的確に判断したものであることをはっきりとお話しください。

✕ 作業を職種に単純に当てはめた場合

現　況　調　査　表

対象業者名 ○○鉄筋工業株式会社	元請・下請の別	・元請 ・1次下請
現場作業内容（工種名又は科目名程度を記入）	概数労働者数	
鉄筋工	10人	
	人	
	人	
対象業者名 株式会社△△工務店	元請・下請の別	・元請 ・1次下請
現場作業内容（工種名又は科目名程度を記入）	概数労働者数	
型枠工	10人	
	人	
	人	

○ 労働者の技能を考慮した場合

現　況　調　査　表

対象業者名 ○○鉄筋工業株式会社	元請・下請の別	・元請 ・1次下請
現場作業内容（工種名又は科目名程度を記入）	概数労働者数	
鉄筋工	5人	
普通作業員	4人	
軽作業員	1人	
対象業者名 株式会社△△工務店	元請・下請の別	・元請 ・1次下請
現場作業内容（工種名又は科目名程度を記入）	概数労働者数	
型枠工	6人	
普通作業員	4人	
	人	

職種は実際に従事している作業と必ずしも一致しないことにご留意ください。

⑥ 職種判定を正しく行いましょう

● 職種判定は、公共事業労務費調査の最重要ポイントです

調査対象者の中に含まれる技能や経験の不足している労働者、極端な若・高年齢者などは、実際の仕事に見合った職種の取扱いをしてください。

●例えば、軽作業員とするべきところを採用時の職名にこだわって「鉄筋工」や「型枠工」と調査票に記入していませんか。
職種に対応した技能を有しているかどうかを客観的に見極めてください。
いろいろな職種を兼務していても、どの作業を中心に働いているのかなど総合的に判断することが必要です。

● 鉄筋組立工事の職種の分類例

● 複数職種を兼務している場合の判定

①技能労働者と作業員を兼務した場合には、技能労働者に区分します。

②従事日数が長い職種に区分します。

例① 運転手(特殊)が普通作業員の仕事をした場合でも、運転手(特殊)に分類します。
例② 運転手(特殊)が運転手(一般) の仕事をした場合には、従事日数が長い職種に区分します。

⑦ 雨天休業、有給休暇の処理を適切に行いましょう

賃金を正しく支払うためには、労働時間の把握が最も大切なことです。

長年の慣習として見過ごしてきたことや、面倒がっておろそかにしてきたことがらを改め、正しい習慣をつけていただくことが必要です。

● 早上がりをしたときの取扱い

建設業では、工程によって作業の連続性が途切れるとき、予定した一定の作業量が所定労働時間内で終えることができたときなどに「小間割・終わりじまい」といって、所定労働時間の就労をしなくても1日分の賃金を支払う場合があります。

その際、1日分の賃金を支払ったことで就業時間を8時間として取扱うケースが多くみられます。

「小間割・終わりじまい」を行った場合には、労働時間の管理を実際に働いた時間に改め、作業日報や日計表に基本日額を保証したことを明記して処理することや雇用契約書などに「小間割・終わりじまい」に関する賃金の処理方法について記載しておくことが必要です。

● 通勤時間を含むときの取扱い

建設業での労働時間は、一般的に作業開始から作業終了までの時間で管理しますが、遠隔地の現場では通勤に要する時間を保証することがあります。

この場合も早上がりと同様、実労働時間で扱うことが必要です。

ただし、経費あるいは恩恵的賃金と区別するために通勤に要した費用は、基本日額とは別に手当として処理することが望ましいでしょう。

（通勤の態様によっては、労働時間として処理すべき場合もあります。）

● 雨天休日・有給休暇の適正処理で単価は上昇します

悪天候で作業を中止しても1日分の賃金を支払う場合があります。

支払う賃金が変わらないため、通常の賃金計算を行うケースが多く見られます。

しかし、『悪天候などの不可抗力による休業に対する基準内手当』として正しい賃金計算を行うことで大幅な単価上昇に寄与することができます。

次項の例①・例②の労働時間数は同じですが、例②の処理を行うことで単価が1,648円上昇します。

平成31年4月から労働基準法が改正施行され、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、5日について使用者が時季を指定して取得させることが罰則付きで義務化されましたが、道内の建設現場は10月以降に繁忙期を迎えるため、雇入後6か月に満たない労働者についても前倒し付与を含めた計画的な有給休暇の付与が求められます。

賃金計算や処理の方法によっては、会社が賃金として支払ったお金が、公共事業労務費調査では賃金として認められない場合があることにご注意ください。

大雨

大雪

強風

例①
半日の雨天休日が2回あったが通常の賃金計算を行った場合。

日	曜日	所定労働時間	日　給	基準内手当等
1	月	8	17,300	
2	火	8	17,300	
3	水	8	17,300	
4	木	4	8,650	
5	金	8	17,300	
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	8	17,300	
9	火	8	17,300	
10	水	8	17,300	
11	木	8	17,300	
12	金	8	17,300	
13	土	0	0	
14	日	0	0	
15	月	8	17,300	
16	火	8	17,300	
17	水	4	8,650	
18	木	8	17,300	
19	金	8	17,300	
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	8	17,300	
23	火	8	17,300	
24	水	8	17,300	
25	木	8	17,300	
26	金	0	0	
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	8	17,300	
30	火	8	17,300	
31	水	8	17,300	
	合計	168	363,300	

時　給	2,162.5	日　給	17,300

基準内手当	0	有給休暇	0
調査単価		17,300	

【計算式】

基本給：基本日額17,300円
（363,300円÷168H×8H＝17,300円）

例②
半日の雨天休日が2回あったので8時間の休業手当の支払処理を行い、さらに有給休暇を1日付与した場合。

日	曜日	所定労働時間	日　給	基準内手当等
1	月	8	17,300	
2	火	8	17,300	
3	水	8	17,300	
4	木	4（雨天半日）	8,650	8,650
5	金	8	17,300	
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	8	17,300	
9	火	8	17,300	
10	水	8	17,300	
11	木	8	17,300	
12	金	8	17,300	
13	土	0	0	
14	日	0	0	
15	月	8	17,300	
16	火	8	17,300	
17	水	4（雨天半日）	8,650	8,650
18	木	8	17,300	
19	金	8	17,300	
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	8	17,300	
23	火	8	17,300	
24	水	8	17,300	
25	木	8	17,300	
26	金	有給休暇	0	17,300
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	8	17,300	
30	火	8	17,300	
31	水	8	17,300	
	合計	168	363,300	34,600

時　給	2,162.5	日　給	17,300

基準内手当	17,300	有給休暇	17,300
調査単価		18,948	

【計算式】

基本給：基本日額17,300円（363,300円÷168H×8H＝17,300円）
手当等（8H単価）＝（8,650円＋8,650円＋17,300円）÷168H×8H≒1,648円
調査単価＝17,300円（日給）＋1,648円（手当等）＝18,948円

調査票に記入する場合、基本給に含めてください。

公共工事設計労務単価 ＝ ①基本給相当額 ＋ ②基準内手当 ＋ ③臨時の給与 ＋ ④実物給与
【①＋②は、所定労働時間内8時間当たり】

＊平成22年4月から有給休暇の時間単位取得が可能となりました。
この制度を利用した半日等の有給休暇取得者についても正しい処理を行うことで、大幅に単価が上昇することになります。

＊期間雇用従業員の有給休暇取得については、雇入後6ヶ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した労働者に与えることとされていますが、**前倒し付与を行うと10月調査に反映されることになります。**

＊調査票の書き方は、「公共事業労務費調査に関する重要事項」P-22を参照してください。

⑧ 実物給与・臨時の給与を忘れずに記載しましょう

手当や実物給与、臨時・特別に支払った給与、退職金も公共事業労務費調査の対象となります。
支払った金額に関わらず賞与や離職時に支払う手当・退職金などを忘れずに記載しましょう。
また、臨時の給与は、前年11月から12か月間に支払ったものを対象としていますので、前年の離職時に支払った手当・退職金などを忘れずに記載しましょう。

前年の離職時に50,000円を離職手当（退職金）として支払ったお金は、次の計算で給与となります。
50,000円÷200日（その人の年間労働日数）＝250円

＊年間労働日数とは、会社の就業規則で決められている所定労働日数です。
1日の所定労働時間が8時間の労働者の場合、年間労働日数は260日を超えることはありません。
1年単位の変形労働時間制を適用している労働者の場合、年間労働日数は280日を超えることはありません。
（「公共事業労務費調査に関する重要事項」P-20　Q.4を参照してください。）

● 実物給与（現物給与）を必ず記載しましょう

調査票に含めるべき実物給与には、次のものがあります。

① 通勤用定期券・回数券
② 食事の支給
③ 住宅の貸与
④ 休憩時に支給した清涼飲料水など

● 休憩時に支給した清涼飲料水などを実物給与に含める重要性

公共工事設計労務単価は過去8年間上昇し続けていますが、厳しい経営環境のもとで給与引き上げを行うと、時間外手当・休日手当や社会保険料負担の上昇を伴うために、給与引き上げを実現することができない企業が少なくありません。
日給を100円アップすることですら容易ではありません。
しかし、休憩時に清涼飲料水などを支給して、労働者の疲労回復を図っている企業は相当数に上っています。
休憩時に支給する清涼飲料水などの費用は、税法上福利厚生費で処理することが可能で労働者や会社に与える負担はほとんどないといえます。

休憩時に清涼飲料水などを配った場合は、作業日報に「ジュース1本」などと記載して、調査票の実物給与の欄に合計額を記載しましょう。
極端に高額でない場合は、調査時に領収証の提示は不要となっています。
清涼飲料水などを1本配ると極端ですが公共工事設計労務単価が約100円上昇します。

● 所得税法上の実物給与（現物給与）

① 物品その他の資産を無償又は低い価格により譲渡したことによる経済的利益
② 土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
③ 福利厚生施設の利用など②以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
④ 個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

⑨ 講習会・勉強会等を積極的に活用しましょう

全道の各地方建設業協会では、毎年11月に行われる公共事業労務費調査にむけて、経営者及び現場責任者並びに実務担当者に対する講習会・勉強会等を開催しています。
初めて調査を受けられる方はもちろん、毎年のように調査対象になっている会社の方々も参加してください。
また、全道の各地方建設業協会には、労務研究会及び賃金部会委員がおり、電話等相談も受け付けておりますので積極的にご活用ください。

労務単価が低下すると
⬇
人的資源の流出可能性が高まります
将来を担う人材が集まりません
⬇
業界や企業が衰退し
地域社会の安全安心が
損なわれます

- 皆さんの調査票に会社や建設業の未来が託されています！
- 正しい調査を受けて公共工事設計労務単価に反映させましょう！

このパンフレットが、皆様の適切な労働時間と賃金管理に役立ち、会社が支払った賃金が適切に調査に反映され、北海道の建設業が働き甲斐と魅力ある職場になることを期待するものです。

編　集　一般社団法人　北海道建設業協会　労務委員会　労務研究会
発　行　一般社団法人　北海道建設業協会
札幌市中央区北4条西3丁目1番地
電話(011)261－6186